

住民税均等割のみ課税世帯への給付金 (10万円/1世帯)のご案内

裏面も
あります⇒

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯には該当しないものの、個人住民税の定額減税の対象とならない住民税の均等割のみが課税されている世帯への物価高騰支援策として、1世帯あたり10万円を支給するものです。

次に該当する場合に支給対象となります(受給できるのは1回のみです)。

令和5年12月1日時点で嘉島町に住民登録がある世帯で、

すべての世帯員が住民税所得割が課税されておらず、かつ世帯員の1人以上が住民税均等割のみ課税されている世帯が対象となります。

※令和5年度非課税世帯給付金において、均等割のみ課税されていたために給付対象にならなかった世帯が今回の給付の対象になります。

※令和5年度住民税非課税世帯給付金(家計急変世帯含む)をすでに受給されている世帯及び租税条約で非課税になっている方を含む世帯は、給付の対象となりません。

対象と思われる世帯には、嘉島町からお知らせが届きます
※令和6年4月上旬から順次発送しています。

☆お知らせの中に「振込口座」が記載されている方

⇒ 手続きはいりません。記載の口座に給付金の振込を行います。
(※口座変更や受給拒否の場合のみ連絡ください)

☆お知らせの中に「振込口座名」の記載がない方

⇒ 届出用紙を同封しておりますので、口座番号等が分かるもの(通帳・キャッシュカードのコピー等)と本人確認証のコピーを同封して返送をお願いします。
(※こども加算のある方は、同じ口座に振り込みを行います。)

以下の世帯は申請が必要です。※申請期限 令和6年8月30日(金)

☆令和5年1月1日に嘉島町に住民登録がなかった方がいる世帯

⇒令和5年度住民税均等割のみが課税されている世帯であることを証する課税証明書を添付して申請してください(15歳以下の方は不要)。

※申請書は嘉島町HPからダウンロードできます。

※本町で課税状況を調査し、支給要件に該当することが分かればその都度お知らせします。

☆令和5年度(令和4年中)住民税未申告の方がいる世帯

⇒令和5年1月1日時点の住所地で税の申告を行い、支給要件に該当する場合に申請できます。

お問い合わせ

嘉島町役場 福祉課福祉係 **096-237-2576(直通)** 平日8:30~17:15

住民税非課税または均等割のみ課税世帯の こども加算(児童1人あたり5万円)のご案内

裏面も
あります⇒

令和5年度住民税が非課税または均等割のみ課税されている世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に対し、児童1人あたり5万円を給付するものです。

次に該当する場合に支給対象となります(受給できるのは1回のみです)。

基準日(令和5年12月1日)時点で、住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯において、同一世帯となっている18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)がいる世帯

(令和5年度住民税非課税または住民税均等割のみ課税世帯として、給付金を支給済みまたは申請があった世帯について、18歳以下の児童がいる場合に児童1人あたり5万円を追加して支給するものです)

※世帯主が18歳以下の児童本人となる単身世帯や、児童養護施設等への入所児童については、こども加算の対象となりません。また、租税条約で非課税の方を含む世帯の児童も対象となりません。

対象と思われる世帯には、嘉島町からお知らせが届きます。

※令和6年4月上旬から順次発送しています。

☆お知らせの中に「対象児童」と「振込口座」が記載されていますのでご確認ください。

⇒ 手続きはいりません。記載の世帯主さまの口座に給付金の振込を行います。
※振込先は、非課税世帯等給付金または均等割課税世帯給付金と同じ口座となります。
(※口座変更や受給拒否の場合は届け出が必要になります。)

以下の場合には申請が必要です。※申請期限 令和6年8月30日(金)

基準日(令和5年12月1日)以降に出生した児童や、基準日時点で別居だが扶養している児童も対象となります。(※ただし同じ児童が重複しての受給はできません。)

新たに対象となる児童がいる場合は別に申請が必要になります。申請期限は令和6年8月30日(金)となりますのでご注意ください。

※申請書は嘉島町HPからダウンロードできます。

お問い合わせ

嘉島町役場 福祉課福祉係 **096-237-2576(直通)** 平日8:30~17:15